

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
(株)コンノ土木	秋田県能代市二ツ井町切石字大倉29-1

2. 指名停止措置期間

令和4年1月26日 ~ 令和4年2月8日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

(株)コンノ土木は、令和2年12月21日、秋田県発注の河川改良工事において、1次下請けの労働者が、倒れた土止め用矢板に挟まれ、死亡する事故を起こした。

この事故について、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により同社及び同社の現場代理人が、令和3年10月22日に罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定し

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第8号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 えんどう あきら 遠藤 明 (内線 2511)建設専門官 みどり なおひこ 緑 尚彦 (内線 2512)総務部 経理調達課 課長 さとろ ひろまさ 佐藤 浩正 (内線 6551)

○は本件の主務課です。